

給付された奨学金については、原則として返還の必要はないが、給付要件を満たさなくなった場合及び次の事項に該当した場合は、給付された奨学金の一部又は全額を返還することになるので注意すること。

- ①入学支度金の実費相当額が給付された奨学金を下回ったとき。
- ②指定した期日までに在学を証明する書類等を提出しないとき。
- ③県外指定大学に入学しないとき。
- ④出願書類に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ⑤併給が認められていない他の給付型奨学金や授業料免除を本奨学金と重複して受給したとき。
- ⑥その他、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めるとき。

【別表】

県外指定大学一覧

県外指定大学【35大学】			
1	北海道大学	13	早稲田大学
2	東北大学	14	千葉大学
3	筑波大学	15	東京外国語大学
4	東京大学	16	東京芸術大学
5	東京医科歯科大学	17	長岡技術科学大学
6	東京工業大学	18	金沢大学
7	名古屋大学	19	豊橋技術科学大学
8	京都大学	20	京都工芸繊維大学
9	大阪大学	21	岡山大学
10	広島大学	22	熊本大学
11	九州大学	23	国際教養大学
12	慶應義塾大学	24	会津大学
		25	国際基督教大学
		26	芝浦工業大学
		27	上智大学
		28	東洋大学
		29	法政大学
		30	明治大学
		31	立教大学
		32	創価大学
		33	立命館大学
		34	関西学院大学
		35	立命館アジア太平洋大学

※ 県外指定大学は、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学のうち、大学院大学の奈良先端科学技術大学院大学及び国際大学を除いたものである。

※この表に定める県外指定大学において設置される学部のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第86条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。